



セーフティメッシュかながわ通信

神奈川県警察本部
セーフティメッシュ
平成23年第18号
お問い合わせ先
045-662-5511

11月は児童虐待防止推進月間です

「守るのは 気づいたあなたの その勇気」

児童虐待とは、保護者とその監護する子ども(18歳未満の者)に対して

- ①身体的虐待 (暴行を加える)
- ②性的虐待 (わいせつなことをしたり、させる)
- ③怠慢・拒否 (ネグレクト) (監護を著しく怠る)
- ④心理的虐待 (著しい心理的外傷を与える)



をすることをいいます。

保護者が、子どもに直接暴力を振るわなくても、子どもの目の前で **DV(夫婦間暴力)** を行ったり (心理的虐待)、子どもが虐待されているのを放置すること (怠慢・拒否) も児童虐待に該当します。

児童虐待の疑いを感じたら、迷わず**通報**してください。

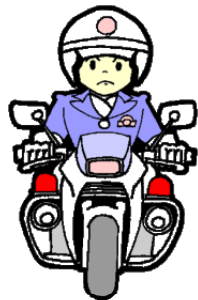
「児童相談所全国共通ダイヤル」 TEL 0570-064-000

「子ども安全110番」 TEL 0120-604-415

※ 緊急の場合は、最寄の警察署又は110番通報!



緊急 交通 死亡 事故 急増!



13日間に13件

(10月1日~13日の間)
神奈川県内
交通死亡事故死亡者
135人 (1/1 ~ 10/24)

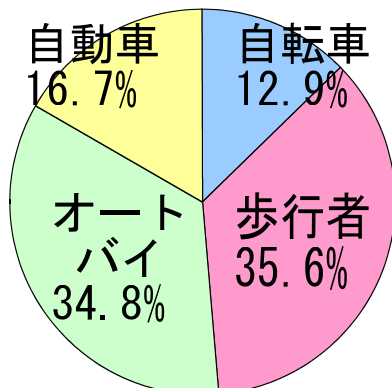


●寝込み
●高齢者

スピード超過

交差点
カーブ

の手前で
減速!!



夜の事故が8割



明るい色の服
反射材

で事故防止!